

市税条例の改正の概要について

1 条例改正の趣旨

- (1) 市民税の法人税割の超過課税（税率を標準税率9.7パーセントから11.9パーセントとする特例措置（現行））は、昭和51年以降、5年ごとに延長してきたものですが、平成28年3月31日に適用期限が到来します。

そこで、引き続き産業の振興及び社会基盤の整備に要する費用に充てるため、超過課税の適用期限を延長します。

- (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が公布され、納税環境の整備の一環として、納税の猶予制度（徴収の猶予及び換価の猶予をいう。）が整理され、それに係る提出書類や申請期限等を条例で定めることとされました。これを受け、国税の取扱いに準じたものとするよう規定を整備します。

2 条例改正の概要

(1) 市民税の法人税割の超過課税の延長

条例附則第4条の2を改正し、その適用期限を5年延長することとする（延長後の適用期限は、平成33年3月31日）。

（参考）法人等の区分に応じた適用税率

法人等の区分	税 率
資本金等の額が3億円を超える法人	%
資本金等の額が3億円以下の法人等で、法人税額が年1,600万円を超えるもの	11.9
保険業法に規定する相互会社	
資本金等の額が3億円以下の法人等で、法人税額が年1,600万円以下のもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）	9.7
中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人	

(2) 納税の猶予制度に関する手続等の明確化

次のとおり、納税の猶予制度に関する手続等を条例で具体的に定めることとする。

条例で定める主な事項	条例で定める内容
換価の猶予に係る申請の期限	納期限から6月以内
担保を徴収する基準	猶予額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴収することができない特別の事情がある場合は、徴取しない
徴収の猶予及び換価の猶予に係る申請書及び提出書類の訂正期限	通知を受けた日から20日以内
徴収の猶予及び換価の猶予に係る申請書の記載事項	一時に納付等することができない事情等の詳細並びに納付等すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額、猶予希望金額、猶予希望期間並びに担保の種類、数量、価額及び所在など
提出書類	財産目録、直近の収支実績、担保の提供に関する書類など

(3) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

- (1) 上記2(1)「市民税の法人税割の超過課税の延長」及び(3)「その他」の改正
公布の日
- (2) 上記2(2)「納税の猶予制度に関する手続等の明確化」の改正
平成28年4月1日